

四 青年部統一に関する件 川口文部提出

可決 理由 三 累す

吳坂案

- 一 先づ本組合に青年部門を設け部長に執行委員をとり、相当指導権を付し、
- 二 青年部の定期の雑費会、討論会、奉向、叙進等を行ふ、
- 三 費用は寄附を基とする、不足は組合本部の支出とする、
- 四 青年部の細則を設ける、起草は執行委員会一任、

五 請負制度撤廃に関する件 川口文部提出

可決 理由 由

- 一 資本家の搾取を延長せしむる、
  - 二 重層階級撤廃に大なる障礙とならる、
  - 三 生活の没落のたらしめ向上を阻害する、
  - 四 粗製濫造の爲め産業革命を阻害する、
- 実行法案

六 公場病不具着優遇に関する件 大島第一文部提出

可決

理由 由

- 一 病の中心を豫めとすに努力する、
- 二 社会政策を通過して政治的にも努力する、

不況と共に益々資本家階級は、産業の犠牲者(公場病)を冷遇酷使してあり、我等は斯る非人道なる資本家に対し絶対反対し、公場病を不具着の、<sup>不具</sup>優遇を計らるべきことを、

実行方法

- 一 決議文も各支部所在の工場主に手交すること、
- 二 決議文作懸け執行委員会に一枚、

七 邦日本借家人組合加入勧告案 川口文部提出

可決 理由 由

居住権の確立は、衣食に次ぐ生活上欠くべからざるものであり、然るに資本主義社会の乱は、此の権利を生み、住定を營利本位の家主の暴行にまかして、我等は積累する家主と對し消費経済の見地から居住権の確保の爲めに、各々借家人に結束して自らを守らばべきである、故に各々